



# 新潟県公報

令和5(2023)年  
5月25日(木)  
号外  
第40号

## 目次

### 規則

○宅地造成等規制法施行細則等の一部改正..... 1

## 規則

### 新潟県規則第41号

宅地造成等規制法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年5月25日

新潟県知事 福田 富一

#### 宅地造成等規制法施行細則等の一部を改正する規則

(宅地造成等規制法施行細則の一部改正)

**第1条** 宅地造成等規制法施行細則(昭和41年新潟県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p align="center"><b>宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則</b></p> <p align="center">(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「新法」という。)、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「新政令」という。)<u>及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「新省令」という。)</u>並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(以下「旧法」という。)、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第393号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令(以下「旧政令」という。)<u>及び宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省、国土交通省令第3号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則(以下「旧省令」という。)</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p align="center">(設計者の資格の明記等)</p> <p><b>第3条</b> 旧法第8条第1項本文又は第12条第1項の許可を受けようとする者は、その者の<u>行おう</u>と</p>	<p align="center"><b>宅地造成等規制法施行細則</b></p> <p align="center">(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)、同法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)<u>及び同法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p align="center">(設計者の資格の明記等)</p> <p><b>第3条</b> 法第8条第1項本文又は第12条第1項の許可を受けようとする者は、その者の<u>行なおう</u>と</p>

する工事が旧政令第16条の工事である場合には、旧政令第17条各号に掲げる資格を有する者の設計である旨をその者が提出する許可申請書に明記しなければならない。この場合において、当該工事の現場管理者の住所及び氏名もあわせて明記しなければならない。ただし、許可申請書の提出時において現場管理者が定まっていない場合には、当該工事に着手するまでに現場管理者設定届（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（擁壁の代替措置）

**第4条** 旧政令第15条第1項の規定により、河川、池沼、公園、広場その他これに類する場所で災害防止上支障がないものに接するがけについては、石積み、編柵その他知事が災害防止上支障がないと認めるものの設置をもって、旧政令第6条の規定による擁壁の設置に代えることができる。

（工事現場における表示等）

**第5条** 旧法第8条第1項又は第12条第1項の規定により知事の許可を受けた造成主は、当該許可を受けた旨を別記様式第2号の様式により、当該工事現場の見やすい場所に表示し、当該工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておかなければならない。

（工事の施行状況の資料）

**第6条** 旧法第8条第1項又は第12条第1項の規定により知事の許可を受けたその工事の施行者は、当該工事の施行状況について、構造、耐力その他重要な事項を明らかにした写真等の資料を作成しておかなければならない。

（身分証明書の様式）

**第7条** 新法第5条第1項及び第6条第1項並びに旧法第4条第1項、第5条第1項及び第18条第1項の規定に基づいて、知事の命じた者又は委任した者が土地の立入り等の実施に際して携帯する身分証明書の様式は、立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年栃木県規則第10号）別記様式による。

（実施規定）

**第8条** この規則に定めるもののほか、新法、新法令及び新省令並びに旧法、旧政令及び旧省令を実施するために必要な事項は、知事が別に定める。

する工事が政令第16条の工事である場合には、政令第17条各号に掲げる資格を有する者の設計である旨をその者が提出する許可申請書に明記しなければならない。この場合において、当該工事の現場管理者の住所及び氏名もあわせて明記しなければならない。ただし、許可申請書の提出時において現場管理者が定めていない場合には、当該工事に着手するまでに現場管理者設定届（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（擁壁の代替措置）

**第4条** 政令第15条第1項の規定により、河川、池沼、公園、広場その他これに類する場所で災害防止上支障がないものに接するがけについては、石積み、編柵その他知事が災害防止上支障がないと認めるものの設置をもって、政令第6条の規定による擁壁の設置に代えることができる。

（工事現場における表示等）

**第5条** 法第8条第1項又は第12条第1項の規定により知事の許可を受けた造成主は、当該許可を受けた旨を別記様式第2号の様式により、当該工事現場の見やすい場所に表示し、当該工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておかなければならない。

（工事の施行状況の資料）

**第6条** 法第8条第1項又は第12条第1項の規定により知事の許可を受けたその工事の施行者は、当該工事の施行状況について、構造、耐力その他重要な事項を明らかにした写真等の資料を作成しておかなければならない。

（身分証明書の様式）

**第7条** 法  
第4条第1項、第5条第1項及び第18条第1項の規定に基づいて、知事の命じた者又は委任した者が土地の立入り等の実施に際して携帯する身分証明書の様式は、別記様式第3号  
による。

（実施規定）

**第8条** この規則に定めるもののほか、法、政令及び省令を実施するために必要な事項は、知事が別に定める。

別記様式第1号中「宅地造成等規制法施行細則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」に改める。

別記様式第3号を削る。

（栃木県優良宅地及び優良住宅認定事務取扱規則の一部改正）

**第2条** 栃木県優良宅地及び優良住宅認定事務取扱規則（昭和63年栃木県規則第29号）の一部を次のように改



17 別表第1の17の項に該当する対象事業	(1)～(8) 略 (9) <u>旧宅地造成等規制法</u> 第8条第1項若しくは第12条第1項の規定による許可の申請又は同法第11条の規定による協議 (10) 略
-----------------------	--

18 別表第1の18の項に該当する対象事業	(1)～(4) 略 (5) <u>旧宅地造成等規制法</u> 第8条第1項若しくは第12条第1項の規定による許可の申請又は同法第11条の規定による協議
-----------------------	--

備考 略

17 別表第1の17の項に該当する対象事業	(1)～(8) 略 (9) <u>宅地造成等規制法</u> 第8条第1項若しくは第12条第1項の規定による許可の申請又は同法第11条の規定による協議 (10) 略
-----------------------	---

18 別表第1の18の項に該当する対象事業	(1)～(4) 略 (5) <u>宅地造成等規制法</u> 第8条第1項若しくは第12条第1項の規定による許可の申請又は同法第11条の規定による協議
-----------------------	---

備考 略

(立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正)

**第4条** 立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則(令和4年栃木県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 次の各号に掲げる法令、条例又は規則の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書(以下「身分証明書」という。)は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 (1)～(9) 略  <u>(10)～(34)</u> 略 2 略	1 次の各号に掲げる法令、条例又は規則の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書(以下「身分証明書」という。)は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 (1)～(9) 略 <u>(10) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第4条第1項、第5条第1項及び第18条第1項</u> <u>(11)～(35)</u> 略 2 略

**附 則**

この規則は、令和5年5月26日から施行する。

(住宅課)